

鳥取県後期高齢者医療広域連合市町村長会会議概要（第2回）

- 1 開催日時 平成19年11月9日（金） 10:00 ～ 11:30
- 2 開催場所 湯梨浜町中央公民館 第1、2会議室
- 3 会議出席者

市町村名	職名	氏名	備考
鳥取市	市長	竹内 功	広域連合長
米子市	副市長	角 博明	(代理)
倉吉市	市長	長谷川 稔	
境港市	市長	中村 勝治	
岩美町	町長	榎本 武利	
若桜町	町民福祉課長	新川 哲也	(代理)
智頭町	福祉課長	長石 彰祐	(代理)
八頭町	町長	平木 誠	
三朝町	町長	吉田 秀光	
湯梨浜町	町長	宮脇 正道	
琴浦町	町長	田中 満雄	
北栄町	町長	松本 昭夫	
日吉津村	村長	石 操	
大山町	町長	山口 隆之	
南部町	町長	坂本 昭文	副広域連合長
伯耆町	町長	住田 圭成	
日南町	町長	矢田 治美	
日野町	町長	景山 享弘	
江府町	町長	竹内 敏朗	

(広域連合事務局)

所 属	職 名	氏 名
事 務 局 長		西山 秀雄
総務課	課 長	田中 弘之
	係 長	香川 佐織
	主 事	三谷 浩仁
業務課	課 長	宮脇 収
	課長補佐	大角 正道
	係 長	谷口 剛

4 会議内容

1) 開 会

2) 広域連合長あいさつ

3) 協議事項

①第2回鳥取県後期高齢者広域連合議会11月定例会の議案内容

●鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(案)について (P1~7・資料1、4)

<事務局の説明>

▶ 「鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(案)」の概要説明

第1章 広域連合が行う後期高齢者医療について、法令に定めがあるもののほか、この条例により定める

第2章 被保険者が死亡したときは、葬祭費として20,000円を支給する

【理由】・支給額を2万円としている市町村が最も多く、平均的な金額

・火葬場の使用料の最高額と同額程度

・保険料に影響するため、被保険者の負担が重くならないように考慮

第3章 被保険者の健康保持増進のため、健康診査等の保健事業を行う

・健診の円滑な実施を図るため、市町村に業務を委託して実施する

・健診対象者は、後期高齢者医療保険の被保険者全員

・健診項目は、特定健診の必須項目

・健診費用の枠組

受診者一部負担金……保険料の上昇を抑えるため、500円とする

国補助金……基準額(個別方式4,780円・集団方式2,780円)から受診者一部負担金を除いた額の3分の1の額

県補助金……国補助金相当額

市町村負担金……国補助金相当額

保険料……健診単価から受診者一部負担金、国補助金、県補助金、市町村負担金を除いた額

・健康診査に係る事務費は、健診単価に含めず市町村負担

・保険料影響額は、一人当たり 1,834円

第4章 保険料の賦課額……所得割額と被保険者均等割額との合計額(100円未満切捨)

被扶養者であった被保険者は、2年間に限り均等割額のみ

(平成20年度においては、9月までの保険料は負担なし

10月から平成21年3月までの間は9割軽減)

所得割率及び被保険者均等割額の適用……広域連合の全区域を均一

所得割率……平成20年度及び平成21年度については、100分の7.75

均等割額……平成20年度及び平成21年度については、41,592円

保険料の減免……減免の対象事由に該当する被保険者又は連帯納付義務者のうち必要があると思われるものに対し、保険料を減免

*この条例は、平成20年4月1日から施行する

<意見、質疑応答>

・保険料の減免の対象事由は、当該年度分なのかさかのぼることができるのか。

⇒当該年度分が減免となる。さかのぼりは考えていない。

- ・保険料の算定となる所得は、前年所得ではないのか。減免の対象事由は当該年度の事由で当該年度の保険料を減免するということか。

⇒算定となる所得は前年所得である。減免の対象事由については当該年度の様況で判断する。

●鳥取県後期高齢者医療広域連合広域計画（案）について（P8～9）

<事務局の説明>

- ▶ 広域計画について（地方自治法第291条の7第1項に規定）

後期高齢者医療制度の事務について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を経て策定する。

- ▶ 広域計画の内容について

I 広域計画の概要

1 経緯

- ・平成18年6月に「健康保険法等の一部を改正する法律」が成立。新たな高齢者医療制度が創設されることになり、広域連合を設立し、広域連合運営の基盤となる広域計画を策定する。

2 広域計画の趣旨

- ・広域連合及び関係市町村が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事項等について定める。

3 広域計画で定める項目

- ・広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること
- ・広域計画の期間及び改定に関すること

II 後期高齢者医療制度の実施に関連して、広域連合及び市町村が行う事務

1 平成19年度に行う事務

- ・平成20年度からの制度実施に向けての準備

2 平成20年度以降に行う事務

- ・被保険者資格管理に関すること
- ・保険給付に関すること
- ・保険料の賦課及び徴収に関すること
- ・保健事業に関すること
- ・その他

III 広域計画の期間及び改定

- ・この広域計画の期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間。
- ・4年を単位に改定。

<意見、質疑応答>

なし

●指定金融機関の指定について（P10～14）

<事務局の説明>

▶ 指定金融機関制度の必要性

平成 20 年度から膨大な予算を扱うことになるということから、より安全な管理、利便性が要求されることになり、指定金融機関制度が必要と考える。

▶ 指定金融機関選定の経緯

平成 19 年 1 月 金融機関を指定することのメリット、デメリット検討
平成 19 年 2 月 準備委員会にて指定金融機関を設置する方向で検討することを確認
導入時期の検討 → 平成 20 年度からの導入
平成 19 年 4 月 金融機関への調査方法、調査項目について検討
平成 19 年 8 月 指定金融機関選定に係る意向調査票送付
平成 19 年 9 月 金融機関からの回答書を精査
平成 19 年 10 月 広域連合長、副連合長協議
平成 19 年 11 月 鳥取県後期高齢者医療広域連合市町村長会で指定金融機関の内定

▶ 指定金融機関の選定手順

金融機関意向調査の回答 → 事務局で調査票取りまとめ → 連合長・副連合長協議
→ 市町村長会で内定 → 広域連合議会提案

▶ 指定金融機関の選定の考え方

「希望する」と回答のあった金融機関からの調査票をもとに、比較検討を行い、総合的に評価し、指定金融機関を選定

▶ 指定金融機関の選定の結果

両銀行ともに、県内各市町村で指定金融機関としての実績があり、公金の安全管理や被保険者にとっての利便性、また、各市町村での実績など、多くの点でそれぞれ評価できる。システム面では、専用のパソコンを設置する鳥取銀行のシステムが、広域連合に適したシステムであると判断し、また、サービスの面でも現実的な各種の提案もあり、広域連合の指定金融機関としては「鳥取銀行」の方がふさわしいと結論を出した。

<意見、質疑応答>

・店舗数とか従業員数等についてかなり差異があるが、各市町村の方の利便性等についてのご意見があったかどうか。先般新聞報道で出された不祥事との絡み、最近における両銀行の営業活動や努力、そういうものも選定の基準として十分に協議されたかどうか。

⇒県内の店舗数については4店舗数の差があるが、山陰合同銀行は、日吉津村以外の18市町、鳥取銀行については江府町以外の18市町村に店舗があるということで、大差はないと判断している。県内の従業員数については、鳥取銀行の方が多い。

鳥取銀行に対して7月に業務改善命令が出たことについては、改善計画を出されて健全に運営していくという強い決意をされており、適切に処理されたものと考えている。営業活動や営業努力についてだが、両銀行とも努力しておられ、問題はないと判断した。

・営業活動や営業努力の部分について、各市町村の意見をきいてみたのか。何を持って判断されたのか。

⇒各市町村には聞いていない。各市町村に対しての営業活動ということではなく、会社全般としての営業活動という観点でいろいろな資料から判断した。

・指定金融機関の指定は非常に難しい。新しく行う業務に対してそれぞれの銀行がどのよう

な業務内容を持ってサービスしていただけるかというところを基準に選んでいただけたらと思う。今日の資料の中では、収納手数料が無料になっているということあたりが大きいのではないかと。事務局案でいいと思う。

●平成19年度第1号補正予算（案）について（P15～19・資料2）

<事務局の説明>

▶ 平成19年度一般会計補正予算（第1号）の概要（案）について説明

・補正額については、歳入歳出ともに2億1,673万7千円を減額。

*主な内容

人件費の減額（派遣職員給与等の職員確定後の再見積）

電算の標準システム導入経費の入札減

・債務負担行為

後期高齢者医療診療報酬審査支払業務（平成20年度）

<意見、質疑応答>

なし

●その他の議案について（P20）

<事務局の説明>

▶ 専決処分報告及び承認を求めることについて

・郵政民営化法等の施行に伴い、「鳥取県後期高齢者医療広域連合情報公開条例」の一部を改正する

▶ 鳥取県後期高齢者医療広域連合と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する協議について

・公平委員会の事務を鳥取県人事委員会に委託する

▶ 平成18年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

・平成18年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付して議会の認定をもとめる

・決算の内容については、歳入は共通経費の負担金により276千円、歳出は議員や特別職の報酬が主なもので39千円。差し引き不用額237千円を19年度一般会計へ繰越。

▶ 副広域連合長の選任について

・副広域連合長である坂本南部町長より辞職の申し出がなされた。後任の副広域連合長について協議していただきたい。

<意見、質疑応答>

・副広域連合長の後任には、町村会長の榎本岩美町長にお願いしたい。

⇒議会の場において、榎本町長さんを副広域連合長として承認を得たい。

②議案内容以外の協議事項

●平成20年度予算（案）概要について（P21～25）

<事務局の説明>

▶ 平成20年度当初予算の概要（案）について説明

- ・一般会計 57,027 千円
議会費、総務費（事務費、職員6名分の人件費 など）、予備費
- ・特別会計 61,998,918 千円
（歳出） 総務費（職員9名分の人件費、標準システム管理費 など）
保険給付費（療養給付費等 診療報酬審査支払手数料 など）
県財政安定化基金拠出金、特別高額医療費共同事業拠出金
保健事業（健康診査業務委託料 など）、諸支出金、予備費
（歳入） 市町村支出金（共通経費分賦金、保険料等負担金 など）
国庫支出金（療養給付費負担金、保健事業補助金 など）
県支出金（療養給付費負担金、保健事業補助金 など）
支払基金交付金、特別高額医療費共同事業交付金、諸支出金

*まだ額が確定していない部分もあり、今後変更することもある。

<意見、質疑応答>

- ・各市町村別の負担金等の額はまだできていないのか
⇒各市町村ごとの額は先回の担当課長会の時に渡している。額が変われば連絡する。
- ・資料ができれば各市町村に早めに渡していただきたい。
⇒予算等についても今後変更がある部分もありますので、担当課長とも連携をとりながら予算をつめていきたい。

●平成20年度の事務局体制について（資料3）

<事務局の説明>

- ▶ 平成20年度の事務局体制について説明
 - ・平成20年度も今年度と同じ15人体制
 - ・情報管理係を資格管理係に変更
 - ・保険の給付や資格管理などの業務も増えるため、臨時職員なり非常勤職員を追加する必要が出てくるかもしれないということも了解いただきたい。

<意見、質疑応答>

- ・現在、どこの市町村から派遣されているのか。
⇒県から1名、鳥取市から3名、米子市から2名、倉吉市から1名、湯梨浜町から2名、琴浦町から2名、三朝町から1名、北栄町から1名、町村会から1名、国保連から研修派遣として1名、計15名。
- ・職員を一定の期間で入れ替えしないといけないような事態になると、事務が滞ってしまう。職員15名の中で早めにローテーションを組んでやっていくのがよいのか、何名かプロパーを確保してやっていくのがよいのか。今後の検討課題としていかないといけない。また、制度改正が頻繁にあるので、それに対応するシステムの変更等について、しっかりした人を確保しなければ対応できない。人事ローテーションを考えていい運営ができるようにしておかないといけない。
⇒来年度の体制について、今と同じくらいの体制でやっていけるとおおよそわかったところ。どのようなローテーションの形がよいのか、どのような派遣の形がよいのか、それ

それぞれの市町村等と相談しながらローテーション等を事務が円滑に進めていけるよう人事管理について進めていきたい。

・現在の派遣は、中部に偏っている。もう少し全域の市町村で派遣を構成していただきたい。

●県要望について（資料5）

<事務局の説明>

▶ 県への要望書について説明

- ・事務局への人的支援の強化
- ・運営費に対する財政的支援
- ・健診事業等保健事業に対する財政的支援
- ・療養給付費等県負担金の早期概算交付等の資金管理への配慮
- ・厚生労働省への要請（システム等各種情報の早期提供、早期制度周知 など）

<意見、質疑応答>

なし

4) その他

●要請書について（資料6）

<事務局の説明>

- ▶ 社会保障推進協議会からの要請書及び要請項目についての回答について説明（資料6）
 - ・7,173名の署名を付けて、資料6の要請書が「社会保障推進協議会」より提出された
 - ・要請項目に対して、当日口頭で回答した内容を説明
 - ・回答書が必要な場合は、連合長と協議して提出したい

<意見、質疑応答>

なし

●議会について

<事務局の説明>

- ▶ 議会は、11月16日（金）午前10時から開催する予定。本日協議いただいた案件について議会へ提案する。議員の関係だが、規約改正により議員13名から22名になり、今度の議会では22名の議員体制で開催する予定にしている。
- ▶ 北栄町選出議員が辞職され、後任議員が新たに選出された。前議員が議会運営委員だったため、現在議会運営委員が1名欠員状態であり、今度の議会で選任していただく予定である。また、倉吉市議会で議長が交代され、倉吉市選出議員が交代する可能性がある。議会選出の監査委員であるため、交代された場合には、監査委員選任同意の議案を提案することとなる。